

公表対象物一覧表

防火対象物		違反内容		公表年月日
名 称	所 在 地	違 反 事 項	根 拠 法 令	
名取商店	六科1093番地44	屋内消火栓設備及び自動火災報知設備の未設置	消防法第17条第1項	令和7年 2月10日
志村内科医院	荊沢410番地	自動火災報知設備の未設置	消防法第17条第1項	令和7年 2月19日

※所在地をクリックするとGoogleのマップにリンクします。(建物によっては正確に表示できない場合があります。)

○屋内消火栓設備、スプリンクラー設備が未設置または機能喪失の場合は、火災の際に初期消火が期待できず、延焼拡大のおそれがあります。

○自動火災報知設備が未設置または機能喪失の場合は、火災の際に早期発見が遅れ、避難や初期消火が期待できず、延焼拡大のおそれがあります。